

議会と懇談会との意見交換について

1. 趣 旨

現在、議会基本条例と自治基本条例の検討がそれぞれ進んでいる。両条例は基本的な考え方や方向性が一致している必要があり、そのための相互理解と意見調整を行うために実施する。

2. 実施方法

(1) 時 期

5月下旬頃。懇談会と同様の時間設定（19時～21時）。

(2) 議会側の体制

議会運営委員会の構成員及び正副議長を想定

(3) 論 点

- ① 自治基本条例に議会についての内容を含めることについての方向性の確認
- ② 自治基本条例にどのような形で議会基本条例の内容を盛り込むか
 - (ア) 議会基本条例に盛り込むべき内容をすべて自治基本条例に盛り込む形
 - (イ) 議会基本条例の重要な部分を自治基本条例に盛り込み、それらの具体的な部分を議会基本条例にて定める形
- ③ 議会と市長との関係について
- ④ 議会と市民の関係について
- ⑤ 議会における合意形成の手法について
- ⑥ その他

(4) 進 め 方

懇談会の座長に進行をお願いする。上記論点のうち、③以下については議会側より議会基本条例における考え方を説明し、それに対して懇談会委員が意見を述べるという進め方とする。

3. その他

(1) 議会基本条例に関する意見交換会の実施について

日時 5月21日（日）14時～16時（予定）

場所 市役所 西棟 8階 811会議室

内容 ①条例案の概要説明と質疑応答

②グループに分かれての意見交換

(2) 意見交換の日程調整について